

# 「MISORA ブランド認定委員会」規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、南相馬ロボット産業協議会内に設置し、  
MISORA ブランド認定委員会（以下 「本会」という。）と称する。

(設立日)

第2条 本会の設立日は、令和4年11月1日とする。

(事務局)

第3条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

事務局は（株）ゆめサポート南相馬(所在地：福島県南相馬市原町区萱浜字巣掛場 45-245)

## 第2章 目的及び「MISORA ブランド」の表記使用

(目的)

第4条 本会は、南相馬ロボット産業協議会会員の製造する製品を安心して使用していただくために  
南相馬らしさや南相馬にふさわしい認定基準を定め、本会基準を満たした製品に「MISORA  
ブランド」認定証を発行する。

2、ただし、「MISORA ブランド」を認定した製品を本会が製品等の保証をするものではなく、  
あくまで製品保証は、製造または販売した企業が責任を負うものとする。

(表記使用)

第5条 「MISORA ブランド」として認定された企業等は、ブランド名「MISORA」を製品及びパン  
フレット等に表記使用することができる。

ただし、表記使用する際は、第8条に定める申請を事務局に届出るものとする。

## 第3章 認定委員

(認定委員)

第6条 本会の認定委員

南相馬ロボット産業協議会会員の中から自薦または他薦された者のうち、

南相馬ロボット産業協議会役員会が承認した者を本会認定委員とする。

2、本会認定委員の中から、会長1名、副会長1名を選任する。

3、当面、本会員認定委員は、南相馬ロボット産業協議会役員が認定委員を兼務する。

(職務)

第7条 本会認定委員は、次の職務を行う。

(1) 認定委員会を開催し認定基準に基づく審査と認定作業を行う。

(2) 製品に対するあらゆる角度から助言及び支援を行う。

## 第4章 MISORA ブランド認定

(申請と認定)

第8条 南相馬ロボット産業協議会会員が製造または販売する製品を MISORA ブランドに認定申請する場合は、別紙「MISORA ブランド申請書」を本会事務局に申請する。

第9条 MISORA ブランド認定申請を受けた事務局は、その都度認定委員会を開催する。

第10条 認定委員会では、別途定める「MISORA ブランド認定評価基準表」により評価採点し、認定の可否を決定する。

第11条 「MISORA ブランド認定評価基準表」は、「南相馬らしさ」や「南相馬にふさわしい」基準項目について将来に向け追求して行くものとする。

## 第5章 MISORA ブランド認定解除

第12条 認定を受けた後に、製品の不具合等によりブランド価値を損ねると判断された場合、または評価基準を満たないと判断された場合は、認定を取り消すことができる。

2、製品の製造中止や製品販売の中止、認定を取り下げる場合は、速やかに本会へ届出るものとする。

## 第6章 補則

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

制定・改訂 : 制定 令和5年2月10日

以上